

五島市監査委員公表第9号

令和3年3月の例月財務監査の結果に基づく措置について、五島市長から別紙のとおり通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表する。

令和5年3月29日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

4五総第3447号
令和5年3月29日

五島市監査委員 橋本平馬様
五島市監査委員 荒尾正登様

五島市長 野口市太郎

令和3年度例月財務監査結果報告（令和3年3月会計伝票監査分）に係る措置について

令和3年6月25日付け三五監第229号の例月財務監査の結果における指導事項のうち、措置が完了していなかった項目について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

記

1 監査の対象

一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金並びに水道事業会計の令和3年3月分の収入及び支出に関する会計伝票

2 指導事項及び措置 ※措置が完了していない事項

(1) 町内会等業務委託について

町内会等業務委託については、令和元年度まで町内会長を非常勤の特別職に位置づけて市の業務の一部を委嘱し、報酬を町内会長である個人に支払っていたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正により、特別職の任用要件の厳格化が図られたため、令和2年度から町内会長を五島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年五島市条例第38号）の規定から削除し、五島市町内会等業務委託要綱（令和2年五島市告示第20号）を制定して、市が行う事務の一部を町内会等（町内会又は複数の町内会で組織する団体をいう。以下同じ。）に委託して委託料を支払うこととした。

そこで市は、令和2年4月1日に町内会等と市が行う事務の一部の委託に関する契約（以下「業務委託契約」という。）を締結し、同年7月と令和3年3月に前金払により委託料を支払っているが、契約の相手方である町内会等が法律上のいわゆる権利能力なき社団であることを確認することなく業務委託契約を締結し、委託料の支払先が当該町内会等の名義でない場合においても委託料を支払っている。

自治会、町内会等については、最高裁判所昭和42年10月19日第一小法廷判決が、普通地方公共団体の区域に属する特定地域の住民によって結成された任意団体であって、当該地方公共団体の下部行政区画でも、財産区でもなく、その役員を選出、役員会及び総会の運営、財産の管理、事業の内容等につき規約を有し、これ

に基づいて存続・活動しているものは、法人格のない社団としての実体を有するものと認めることができると判示し、最高裁判所昭和39年10月15日第一小法廷判決が、法人にあらざる社団が成立するためには、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していることを要すると判示している。

したがって、市は、町内会等に規約、会則等の提出を求め、権利能力なき社団としての要件を満たしていることを確認したうえで業務委託契約を締結し、委託料の支払先が当該町内会等の名義であることを確認したうえで委託料を支払うべきである。なお、町内会等が、権利能力なき社団としての要件を満たさない場合には、当該町内会等の長である個人と業務委託契約を締結したことになるから、委託料は、当該個人名義の預金口座等に支払うこととなる。もっとも、権利能力なき社団としての要件を満たさない場合には、五島市町内会等業務委託要綱の適用を受けることはない。

ところで、市は、町内会活動の手引き（令和3年3月初版）を発行し、業務委託についての留意事項として、振込先口座は町内会等名義の口座への振込みとなること及び会則の参考例を記載して町内会等に配布しているが、町内会等名義の口座の開設及び会則の制定がなされていない町内会等があるので、公金の適正な処理を図るため、これらの開設及び制定について指導すべきである

【講じた措置】

[市民生活部市民課]

会則等の制定がなされていない町内会等宛てには、令和4年度及び令和5年度に整備を促す通知を行いました。

令和5年3月24日現在、全町内会等から会則等の写しが提出されています。

～参考～

<令和4年2月9日付け三五総第2878号による講じた措置>

[市民生活部市民課]

町内会等名義の口座開設につきましては、2つの町内会が町内会等名義の口座を開設しておりませんが、既に開設の手続きを行っております。

《措置が完了していない項目》

町内会等の会則の制定がなされていない町内会等につきましては、規約・会則等の整備していただくよう文書により依頼を行い、既に規約・会則等が整備されている町内会等については、写しの提出をいただいております。未整備の町内会等には、年度内の制定・提出をお願いしているところです。